

定 款

分類基本A 1

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エヌ・ピー・シーと称し、英文では NPC Incorporated と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 太陽電池製造装置の製造、輸出入および販売
- 2 真空包装機械の製造、輸出入および販売
- 3 太陽電池用資材および包装用資材の販売
- 4 自動機の製造、輸出入および販売
- 5 太陽電池モジュールの製造、輸出入および販売ならびに受託加工
- 6 太陽光発電システムの製造、輸出入および販売ならびに施工
- 7 蓄電池および蓄電システムの製造、輸出入および販売ならびに施工
- 8 植物工場に係る自動制御装置やシステム等の製造、輸出入および販売
- 9 前各号の機械装置等の管理および保守
- 10 古物営業法に基づく古物の売買
- 11 産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理、処分および再生
- 12 不動産の賃貸管理
- 13 植物工場の運営ならびに野菜、果物等の栽培および販売
- 14 上記各号に関連附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都台東区におく。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、54,400,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ

公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(買収防衛策の導入)

第 18 条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および株主の共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために、買収防衛策として一定のルールを導入または更新することができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役(当該決議事項に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠

償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子

署名する。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定

する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 48 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 49 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 50 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。